

尾張旭市監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体（尾張旭市北原山土地区画整理組合）監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和3年5月28日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

財政援助団体監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく監査（財政援助団体監査）

2 監査の対象

令和元年度及び令和2年度の尾張旭北原山土地区画整理組合（以下「区画整理組合」）に対する補助金に係る出納その他の事務及び本市からの財政援助に係る事務

3 監査の期間

令和3年3月25日から令和3年4月28日まで

4 監査の方法

区画整理組合の事務及び当該団体に関する市の事務が、関係法令に基づき適正に執行されているか、補助金は交付条件に従って使用されているか等について実施した。また、監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

5 監査の結果

区画整理組合の事務及び当該団体に関する市の事務については、適正に執行されていると認められた。その中で、一部不適切なものが次のとおり見受けられた。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの 都市整備課）

補助金確定決定通知書の補助金名が「社会資本総合整備交付金」となっているが、補助金名は「社会資本整備総合交付金」が正しい。